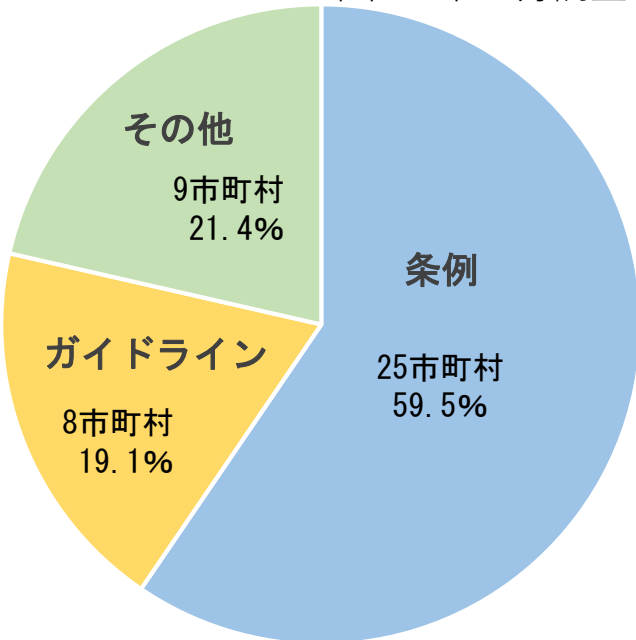


太陽光発電事業の適正実施に係る課題への検討状況

課題	検討状況	対応
安全の確保 ・ 斜面等への設置に係る技術基準	○「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」制定 (2021.4.1施行)	国
地域との共生 ・ 事業に対する地域の理解	●地域の特性や事情が様々であることから自治体による制度整備が必要 ●自治体による条例制定やガイドラインの策定の動き	自治体
廃棄対策 ・ 発電設備の放置・不法投棄への懸念	○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 ・ 廃棄費用の源泉徴収的な外部積立を原則義務化 (2022.4.1施行)	国

市町村アンケート結果

令和3年11月調査



岐阜県省エネ・新エネ市町村会議 (12/17) における主な意見

【市町で定める条例 (※) の運用状況を踏まえた意見】

- ・ 県条例制定による市町条例の取り扱いについて検討が必要である。
- ・ 条例で義務付けている住民説明会が形骸化しており、実効性が担保できない。
- (※) 県内6市町 (御嵩町、中津川市、恵那市、関市、瑞浪市、可児市) が条例を制定

【その他】

- ・ 届出を市町村経由で受理する場合、相当の事務量を確保する必要があるのに加え、受理することにより、市町村が事業に同意したと思われる可能性がある。
- ・ F I T法の認定取消までのハードルが高い。
- ・ 廃棄費用の外部積立が義務化されるが、地域としても適正な維持管理がされているか注視していく必要がある。

太陽光発電事業の適正実施に関するルール作りについて

目的と方向性

再生可能エネルギーの導入促進は地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上等の観点から重要であるが、太陽光発電施設の設置に伴う安全性や周辺環境等への影響が懸念されており、地域住民とのトラブルも発生している。



計画の早い段階から事業者が地域住民に対し事業概要や防災、周辺環境への影響等、懸念される事項について十分説明し、地域住民の理解を得ながら事業を進めるなど、一定のルールを設けることにより、地域との共生が図られた太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理を図る。

稼働後を含めた太陽光発電施設の適正な実施と地域と共生するため条例化する方向で検討

主な論点

①規制の対象とする施設の規模	⑤規制区域の設定の有無 (設定する場合は区域の考え方)
②規制 (届出制や許可制など)	⑥適正な維持管理に向けた措置
③設置等の基準	⑦指導等のあり方 (報告徴取、立入検査、改善命令、公表など)
④地域住民の理解 (地域住民への事前説明会等)	⑧罰則の有無 (罰則を設ける場合は額)

圏域別 F I T 認定状況

○ F I T 認定を受けた太陽光 発電施設 (50kW以上) の 件数と発電量 (令和3年3月末現在)		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
	件数 (件)	177	228	243	340	48	1,036
	発電量(MWh)	81,236	123,224	161,039	228,602	31,797	625,898

太陽光発電事業の適正実施に関するルール作りについて

他県条例の比較

	兵庫県 (H29.7.1施行)	和歌山県 (H30.6.22施行)	岡山県 (R1.10.1施行)	山梨県 (R3.10.1施行)
名称	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電事業の実施に関する条例	太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
目的	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設等と地域環境との調和 良好な環境及び安全な県民生活の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全 災害の発生を防止 県民の理解と環境との調和の確保 環境にふさわしい太陽光発電事業の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の安全な導入の促進 県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 地域と共生する太陽光発電事業の普及 地域環境との調和 県民の安全で安心な生活の確保
対象規模	5,000㎡以上 (一部地域は1,000㎡以上)	50kW以上	禁止区域：全て 適さない区域：50kW以上	10kW以上
制度	届出制	許可制（認定）	許可制：禁止区域 届出制：適さない区域	許可制：規制区域 届出制：規制区域外
基準等	施設基準 <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の景観との調和及び緑地の保全に関する事項 防災上の措置に関する事項 安全性の確保に関する事項 廃止後において行う措置に関する事項 	認定基準 <ul style="list-style-type: none"> 開発行為に関する基準 発電設備に関する基準 環境に関する基準 景観に関する基準 関係法令の遵守に関する基準 行政計画（県、市町村）の適合に関する基準 	許可基準 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生を助長するおそれがないこと 土砂災害による施設の損壊等のおそれがない、または、損壊等が生じた場合でも人的被害等のおそれがないこと 	許可基準 <ul style="list-style-type: none"> 国有林、民有林 <ul style="list-style-type: none"> 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと など 地すべり防止区域等 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等の発生を助長するおそれがないこと 土砂災害特別警戒区域等 <ul style="list-style-type: none"> 施設の損壊のおそれがないこと など
地域住民の理解	近隣関係者への説明（義務）	説明会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置（義務）	地域住民への十分な情報提供を行う等、適正な措置（努力義務：規則）	事業説明会の開催（義務） 必要な措置（努力義務）
区域の設定	なし	なし	禁止区域 <ul style="list-style-type: none"> 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域 設置に適さない区域 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 	規制区域 <ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林、国有林 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
維持管理	地域環境との調和に支障を生じさせないよう適切に管理(努力義務)	認定太陽光発電事業計画に従って維持管理（義務）	実施体制を構築し、これを着実に実施（努力義務：規則）	維持管理に関する基準に従って適正に維持管理（義務） 維持管理計画の作成・公表（義務） 規制区域に含まれる場合は維持管理結果の提出（義務）
指導等	報告徴収、指導・助言、勧告、公表	指導・助言、報告徴収・立入、改善命令、認定取消、勧告・命令、公表	報告徴収・立入、指導・助言、勧告、公表、監督処分（許可取消、改善命令）	報告徴収、立入、指導・助言、勧告、措置命令、公表、再エネ特措法による認定の取消を求める
罰則	罰金（5万円以下）	なし	なし	過料（5万円以下）